

令和4年度第1回入札監視委員会の審議概要

開催日時 令和4年5月27日（金）午前9時30分から午前11時50分まで
場所 庁舎3階 303中会議室
出席委員氏名 田中 幸輔 委員長
 椎屋 恵美 委員
 奥村 高史 委員
 犬童 祐子 委員
 藤原 淳史 委員
審議対象期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日
対象工事件数 87本
抽出審議案件 5本

質 問	回 答
<p>抽出審議工事 1 まち・ひと・しごと総合交流館キュービクル 嵩上他工事</p> <p>（1）3回目の変更契約について。材料を変更したとの説明がありましたが、材料の入手に時間を要したことが変更の理由ですか。</p> <p>（2）3回目の変更で工事の内容が固まったということですか。</p> <p>（3）業者選定について。この工事の発注基準等級はB等級となっています。指名業者を見ると、B等級から5者を選定し、A等級か</p>	<p>報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について</p> <p>（事務局から入札・契約事務の経過について説明する。）</p> <p>（1）既存のキュービクルがあり、そこから建物に対して電線が地中を通して入っていますが、キュービクルを移設することによって配線を繋ぎ変える必要がありました。当初の設計では、経費を抑えるため、10数本の電線を一つの配管の中に入れ込んで接続する計画でしたが、嵩上げたキュービクルにまとめて移設することが困難となったため、配管数を増やして接続しやすくしました。配管数を増やしたことにより、材料も変更・追加が生じたため変更しています。</p> <p>（2）時期的には早い段階で分かっていたのですが、材料が入手しづらかったこともあり、金額も工事の後半で確定したため3回目での設計変更となりました。</p> <p>（3）「人吉市工事請負建設業者選定要領」に基づき、市内業者の指名を優先しており、B等級から5者を選定しています。</p>

ら9者を加えています。どういう基準でB等級の5者を選定したのですか。

(4) B等級には、ほかにも業者がいますが、どのようにしてこの5者を選定したのですか。

(5) キュービクルは電気関係の工事になると思いますが、業者は電気工事ではなく建築一式工事で選定されています。何か理由があったのですか。

(6) キュービクル自体は既存のものをそのまま使用しているのですか。

(7) 配線に関しては電気工事になると思いますが、電気工事関係の業者も入っているのですか。

抽出審議工事2

大塚桑木津留線道路災害復旧工事

(1) 1回目の変更契約について。「災害査定の結果で減額変更」とありますが、具体的にはどういうことですか。

(2) 災害復旧に該当しない箇所があり減額となったのですか。

(4) 人吉市に本店・営業所がある6者、そのうち指名停止中の業者1者を除いた5者を指名しました。また、工事現場に近い地域に本店・営業所がある業者を選定しています。

(5) 主たる工事がキュービクルを嵩上げする工事だったため、建築一式で業者を選定しました。

(6) はい。工事の内容が架台の製作と基礎工事、設置となっているため、建築一式で発注しました。

(7) 電気工事店1社と下請契約を行いました。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 通常、災害復旧事業については、災害発生後に補助金申請の手続きを行い、国土交通省・九州財務局の現地視察があり、査定を受けた後、発注するのが通常の流れです。本工事に関しても、本来であれば災害査定後に発注をするところですが、この道路が住民の生活に関わる重要な道路であることから、緊急性が高いと判断し、熊本県と協議を行い、査定前に発注しました。工事発注後、査定を受けた結果、設計内容の見直しとなったため、減額の変更契約となりました。

(2) 工事内容の変更はなかったのですが、数量の指摘があり変更しました。

(3) 工事発注後の数量変更ですが、受注業者や工事の進捗に影響はなかったのですか。

(4) 減額になった箇所は施工しなかったのですか。

(5) 指名業者の選定について。A等級から10者、A1等級の1者を指名していますが、A1等級の業者を指名した理由は何ですか。

(6) 予定価格は業者から徴取した見積りを基に算定しているのですか。

抽出審議工事3

国補災河第4436号 寒川河川災害復旧工事(R2年災 古仏頂地区橋梁災害工事との合冊入札)

(1) 応札が2者だけですが、橋梁災害復旧工事に応札した業者も同じ業者ですか。

(2) 合冊入札はこれまでにあったのですか。

(3) 合冊にすることによって工事価格が高くなり応札する業者が増える可能性があるということですか。

(4) それぞれの工事で契約するとのことですが、工期の変更などがあった場合の対応はどうなりますか。

(5) 入札だけを合わせて行い、契約からしゅん工までの流れはこれまでと同じように行うということですか。

(3) 発注後の数量変更でしたが、準備段階だったため、業者と協議をした上で施工しました。

(4) 変更箇所は仮設道路の数量ですが、その部分については施工していません。

(5) この工事とは別に契約をした仮設道路の応急復旧を施工した業者です。現地の状況を良く理解していることから指名選定しました。

(6) 設計はコンサルが積算しており、業者が出した見積りで設計ができているわけではありません。通常の公共工事と同じようにコンサルが測量・設計をして数量を算出して市で設計書を作成してから発注しています。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 合冊入札のため、2件の工事を合わせて1件として入札にかけており、落札した金額を案分して契約金額を算出しています。

(2) この案件が初めてです。

(3) はい。

(4) 工事ごとに変更契約を行います。

(5) はい。

(6) この2つの工事箇所はどのくらいの距離があるのですか。

(7) 隣接している工事であれば、経費率は抑えられるということですか。

抽出審議工事 4

R2年災 林1地区農地災害復旧工事

(1) 資料の図面に「農地埋没」とありますが、どのような状態ですか。

(2) どのくらい埋没しているのですか。

(3) 随意契約に至るまでの流れについて。2回目の入札も不調となった場合、予定価格を変更せずに随意契約となるのですか。

抽出審議工事 5

城本地区汚水幹線築造工事

(1) 変更理由について。既設配水管の布設が確認され、移設したことが増額の理由となっています。既設の配水管があるかどうかは掘って見ないと分からないのですか。

(6) 河川とその河川に架かっている農道橋の工事です。

(7) 以前であれば、隣接工事で諸経費の調整をしていましたが、現在は同じ業者が隣接の工事を請け負っても調整はしていません。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 農地の表土の上に河川から流れ込んできている土砂や流木等が堆積している状態です。その部分を「農地埋没」と表記しています。

(2) 地点ごとで試掘しています。場所によって異なりますが、それぞれ23cm、10cm、9cmです。本工事は国の熊本型簡易査定を受けて概算で発注しているため、工事発注後、施工業者が現地で再度一筆ずつ測量・試掘した後に施工しています。

(3) 設計額の変更はありません。予定価格は2回目の入札時と同額です。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 既設の配水管はかなり古いもので、当時の図面の位置等の精度が低いものでした。工事施工前に測量設計委託をしており、電磁波を用いて地下埋設を探索する調査を行いました。地下に水脈などがあるとずれてしまうことがあり、場所の選定が的確にはできませんでした。そのため、一部区間で既設の配水管とぶつかってしまい移設を行いました。

(2) 交通誘導員の追加による増額もありますが、日数ではなく人員が増えたことによる変更ですか。

(2) 日数も人員も変更しています。当初は2名配置していましたが、工事箇所を歩行者通行可能としていたため、作業車両が通る箇所に誘導員を配置してほしいと学校側から要望がありました。そのため人員の増加も併せて行いました。